

議員案第 29 号小金井市立中学校給食費補助金の交付に関する条例 訂正表

訂正箇所	訂正前	訂正後
第 3 条中	補助金の額は、生徒 1 人当たり 1,800 円に学校給食を受けた月数を乗じた額とし、予算の範囲内において交付するものとする。	補助金の額は、1 食当たり 111 円に学校給食提供回数を乗じた額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

議員案第 4 9 号小金井市公立保育園の在り方検討委員会設置条例 訂正表

訂正箇所	訂正前	訂正後
第 4 条第 1 項中	委員の任期は、委嘱された 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。	委員の任期は 1 年とし、再 任を妨げない。